

教員研修の高度化に資するモデル開発事業審査基準

令和 5 年 3 月 3 日
総合教育政策局長決定
令和 5 年 7 月 4 日
一 部 改 正

教員研修の高度化に資するモデル開発事業の委託先の選定に係る審査は、本審査基準により行うものとする。

I 審査方法

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置し、企画提案書に基づき、書面により実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に係る追加資料の提出を求める場合がある。なお、各審査委員は、本人が利害関係者とみなされる提案に係る個別の審査には参加しないものとする。

II 審査要件

審査委員会における審査は、以下の要件を満たしていることを確認した上で、「III 評価方法」に従って審査する。

- ・教育委員会、大学等が開発する「教員研修高度化に資するモデル（※）」が、教師の研修や対話と奨励をはじめとする教師の資質向上を促進する内容になっていること。

（※）「教員研修高度化に資するモデル」とは、その手法等が教師の研修や教育委員会等の様々な教師の資質向上に係る業務の合理化・効率化を図ることを目的に、教育委員会・大学等が協働した現場での実践と客観的な効果検証等により、実効性のある教員研修の高度化モデルとして開発するものであり、成果が他地域の学校や教育委員会等で参考・導入されることを目指すもの。

III 評価方法

評価は、以下の各評価項目について、下記評価基準による評価を行い、各審査委員がそれぞれ評価した得点の平均を当該提案者の評価項目の得点とする。

また、各審査委員は、必要に応じ、意見を附すものとする。

IV 採択案件の決定方法

提出された企画提案書について審査を行い、本事業の予算の範囲内で、原則として各評価項目の得点の合計の高い順に選定する。ただし、委託金額の合計が予算上限を超える場合、前回までの公募状況を踏まえ、申請の少ないテーマから優先的に採択する場合がある。その際、審査委員会の審査委員からの意見に基づき、採択に当たって条件を附す場合がある。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。また、平均点が標準である 3 点を超えない申請については採択しない。

V 評価項目

1. 事業内容・事業実施主体に関する評価

- ①教育委員会・大学等の複数の機関が協働して調査研究を行う提案であり、協働による役割分担及び効果が明確であること。
- ②学校や教育委員会等における教員研修の現状・課題を適切に分析していること。
- ③現状分析を踏まえ、事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ④事業の実施方法、内容、計画等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ⑤事業を行うための実施体制や適切な経費が取られており、適切な業務の遂行が可能であること。
- ⑥得られる成果・課題が特定地域に偏らず、広く活用可能なものとして期待できること。
- ⑦モデル開発後における達成目標として、定量的で検証可能な指標を適切に設定していること。

2. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

VI 評価基準

(1)「事業内容・事業実施主体に関する評価」に係る評価基準

→以下の評価基準により5段階評価を行う。

【評価基準】

5点：大変優れている 4点：優れている 3点：普通である
2点：やや劣っている 1点：劣っている

(2)「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

→以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。

なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○えるぼし認定等（女性活躍推進法）

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝0.6点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝1点
- ・認定段階3＝1.3点
- ・プラチナえるぼし認定＝2点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.3点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）
＝0.6点
 - ・トライくるみん認定＝1点
 - ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝1点
 - ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝1点
 - ・プラチナくるみん認定＝2点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
- ・ユースエール認定＝1.3点
- 上記に該当する認定等を有しない＝0点